

仕 様 書 (案)

1 業務名

福岡県ソーシャルメディア情報発信力強化支援業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 業務の目的

福岡県が様々な取組を推進するにあたっては、県民の理解や協力が不可欠であり、そのためには、県民に対して県の施策や事業を、期を逃すことなく、分かりやすく伝えていくことが重要である。

このため、県政の主要な取組を、ソーシャルメディアに開設した公式アカウントを通して、効率的・効果的に情報を発信するための手法や運用について、専門的な知見を有する者から評価及び支援を得るもの。

4 対象アカウント

X 福岡県庁 (@Pref_Fukuoka)

LINE 福岡県庁 (@pref_fukuoka)

Instagram 年度後半に開設予定

5 業務内容

(1) SNS の運用に関する支援

県民情報広報課が運用する県公式 SNS アカウント (X、LINE、Instagram) について、各媒体の特性や県民、一般事業者のニーズを踏まえて、投稿内容の評価及び改善のための実効的な支援を行う。

① 投稿分析

各媒体への投稿内容について、インプレッション数、エンゲージメント数等を分析し、投稿による効果を検証すること。

検証結果については月単位で取りまとめ、原則として翌月の 10 日までに前月投稿分の実績を報告し、翌月以降の投稿の参考となるよう助言すること。

月次報告の他、県からの求めがあるときや、受託者が特に必要性があると認める場合は、随時分析結果の報告やそれに基づく助言等を行うこと。

なお、分析データの出力に当たっては、X、LINE については無償アカウント、Instagram については Meta 認証サービス加入アカウントを前提とすること（ただし、現在、本県では、Social Insight（ユーザローカル社）も利用中。）

② SNS アカウント運用マニュアルの作成

県公式アカウントの運用担当者向けに、①の投稿分析の手法（分析データの入手や確認点等）や投稿テーマ（イベント情報、警報・注意喚起、理解促進 等）ごとに効果的な投稿を行うための気づきや工夫等をまとめた簡易マニュアルを作成すること。

③ LINE 配信セグメントの最適化例の提案

LINE の現状のセグメントと投稿内容を照らし、より最適なセグメント設定及びセグメントの変更から継続的な運用までの方法を提案すること。

（２）Instagram 福岡県公式アカウント運用のサポート

自治体が発信する情報に接する機会が少ない若者に向けて、共感が得られやすい情報を発信することにより、若者の県政への参画や行動変容を促すことを目的として、Instagram に県公式アカウントの立ち上げを予定。

これにあたり、アカウントの立ち上げや継続的な運用に向けた具体的支援を行くこと。

① 企画案・投稿案への助言

県が Instagram に行う投稿は概ね以下のとおりとする。

【回数】

フィード・リール：週 2 回程度

【内容】

- ・ 県政において重要なテーマをシリーズ化したもの。
（例：ワンヘルス、花による美しいまちづくり、こども食堂、災害）
- ・ 県関連のイベントや施設の紹介。
（例：九州国立博物館、インクルーシブ遊具、グローバルコネクト福岡）

ア 企画案への助言

受託者は県と毎月企画会議を行い、Instagram のアルゴリズムやトレンド、過去の投稿結果などを踏まえて、投稿の企画案について助言すること。

企画案への助言にあたっては、ターゲット層において投稿数の多いハッシュタグ、テーマやデザインのトレンドを調査するなど、多くの閲覧が見込めるようにすること。

イ 投稿案への助言

企画案を踏まえて県が作成する投稿案について、随時、担当者からの相談に対応するとともに、フォロワー数やインプレッション数、エンゲージメント数を増やすための工夫を提案すること。

また、必要に応じてデザイナー、イラストレーター等、投稿に関するデザイン等に関しても、支援できる体制を提供すること。

② フォロワー数の増加キャンペーンの実施

Instagram 福岡県公式アカウント立上げ初期のフォロワー数増加に向けたキャンペーンや広告の企画や管理、運用を行うこと（キャンペーンプレゼントは県で用意するため、本業務委託費に含めなくてよい）。

6 成果品の納品

(1) 内容

- ① 分析レポート（上記4（1）①の写し）
- ② SNSアカウント運用マニュアル（上記4（1）②関連）
- ③ LINEセグメント配信最適化レポート（上記4（1）③関連）

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子データ1部

(3) 提出時期

広告出稿期間終了後速やかに

7 著作権

(1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。

(2) 受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作者人格権を行使しない。

(3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写

真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 県の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務にあたること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。